

八月九日

回青山錫紙之坊 (一九一一年九月一日)

所立地 京都府東山区大黒町通正面

方働者 四〇名(内女一四名)

その他者 二九名(内女一二名)

原因及経過

工場主が年々下りる賃金値下り判断より其後職工側と云々より三方が仕入減之生却困難ヲ来りしを以て寄し協働中矣九月一日より要札を提出するに拒絶せらるるに因り

要札の内容

錫一貫目ノ工賃 三十八部五厘ノ 四十五部ニ値上せり

九月六日左に条件ヲ解決す